

『神戸市内企業採用力強化支援業務委託』
公募型プロポーザル仕様書

令和4年3月3日

神戸市 経済観光局
経済政策課

I 目的・趣旨

この事業は、近年、学生等（大学院、大学、短大、専修学校、高等専門学校等に在籍する者で就職を希望する者をいう。以下同じ。）の参加率が大幅に伸び、重要性が高まっているインターンシップの実施支援、及び採用力強化を図るためのプレゼンテーション研修及び面接官研修等を実施することで、市内企業（神戸市が特別に認める場合を除いて、原則、神戸市内に法人登記簿上の本店所在地を置く企業をいう。以下同じ。）の採用力を強化することにより、新規卒業者の人材確保及び職場への人材定着につなげることを目的とする。

II 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

III 業務内容

受託者は、当事業の目的・趣旨に合致した下記に掲げるセミナー・研修等（以下、「各研修」という。）を行う。

1. 概要

(1) インターンシップ実施支援研修一式

実施内容 ※企画提案事項	インターンシップを実施したことがない企業や理解が浅い企業が、インターンシップの趣旨、活用方法、基本的な実施ノウハウ、カリキュラムの立て方等を取得できる内容とすること。実施内容の詳細は、実施形式・実施時期・回数・会場・時間を含めて企画提案すること。
対象企業 ※企画提案事項	次のいずれかを満たす市内企業 ①令和4年度中に新たにインターンシップを実施する企業 ②令和3年度以前からインターンシップを実施しており、令和4年度も実施予定だが、学生等の集客や実施方法等について課題を抱えている企業 参加企業数については企画提案事項とする。

(2) 採用力強化のための各種研修一式

実施内容 ※企画提案事項	次に掲げる内容の研修をそれぞれ最低1回は含めること。実施内容の詳細は、実施形式・実施時期・回数・会場・時間を含めて提案すること。 ①学生等に企業概要や業務内容等を効果的にプレゼンテーションするための能力向上を図る内容とすること。 ②面接時の立ち振る舞いや学生等への質問力、評価の考え方など、面接官としてのスキルアップを目的とした内容とすること。
対象企業 ※企画提案事項	次のいずれかを満たす市内企業 ①学生等に対し自社の業務内容や魅力の伝え方に課題を抱えている企業 ②採用面接における学生等への質疑や評価方法など、面接官のスキルに課題を抱えている企業 参加企業数については企画提案事項とする。それぞれの研修ごとに企画提案すること。

(3) その他企画提案による追加項目

- ① 事業目的を達成するために、上記 (1) (2) に追加して事業を実施する場合は企画提案すること。
- ② 参加企業から参加費を徴収するに相当すると考える研修については 1 社あたりの参加費もあわせて企画提案すること。なお、参加費の徴収事務は神戸市が行う。また、徴収した参加費の総額より 66,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を差し引いた金額を実績加算額として基本委託料に加算して受託者に支払う。但し、500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2. 業務の詳細内容

(1) 会場の確保・設営・撤収等

- ① 受託者は、各研修を対面形式で実施する場合は各研修の実施内容に適した機能・規模を有する会場を確保し、借り上げ等を行うとともに、会場の設営及び撤収を行うこと。また、必要な備品の配置及び電源の確保等を行うこと。
- ② 受託者は、各研修をオンライン形式で実施する場合はWEBミーティングシステム上で会場を設置すること。

(2) 参加企業の募集・選定・決定通知等

- ① 受託者は、参加企業の募集を行うこと。なお、参加企業の募集に際しては、地元経済団体等に積極的に情報提供するなど広く周知・広報を行い、インターンシップや採用活動において課題を抱える市内企業の参加を促すこと。なお、本事業は「神戸ワーク・ネットワーク就業促進連絡会議」を構成する地元経済団体（神戸商工会議所、兵庫県経営者協会）の協力を得る予定である。
- ② 受託者は、参加企業の募集に際しての応募要件等について、事前に神戸市と協議し、承認を得ること。なお、参加企業の募集は、神戸市が運営する雇用・就労関係情報ポータルサイト「KOB E J O B P O R T」においても案内予定である。
- ③ 受託者は、応募状況について神戸市に適宜報告すること。また、応募締切り後、速やかに全ての応募者情報を一覧表にして、神戸市に提出すること。
- ④ 受託者は、参加企業について特定の業種や企業規模等に偏ることなく選定する。なお、選定に際しては、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱」第 5 条に該当する企業を選定してはならない。また、選定に際しては、選定案を神戸市に提出し、事前の承認を得ること。
- ⑤ 受託者は、選定終了後速やかに全ての申込企業に対して、当落の通知を行うこと。

- (3) 受託者は、各研修の実施内容に応じて、必要な専門的知見やノウハウを有する講師を確保し、各研修を円滑に遂行すること。なお、当該講師は、参加者からの質問や相談に十分応じられる専門的知見を有していること。

(4) 研修資料の作成・配布

- ① 受託者は、各研修において必要となる資料を、配布予定日から起算して概ね 1 週間以上前までに神戸市の事前の承認を得た上で作成し、当日の参加者に配付すること。
- ② 受託者は、上記①について、参加者が復習したり、企業内で情報を共有したりすることが可能となるように、有益な情報の掲載や分かりやすい構成・解説を心がけること。

(5) 各研修の運営・進行

- ① 受託者は、参加企業の当日受付・案内を行うこと。
 - ② 受託者は、当日の司会・進行等を行うこと。
 - ③ 受託者は、十分な安全対策及び安全管理を行い、事故を防止するとともに、会場に消毒液を設置する等の新型コロナウイルス感染症感染防止策を講じること。
 - ④ 受託者は、上記のほか運営に必要な一切の業務を行うこと。
- (6) 参加企業アンケートの実施
- ① 受託者は、各研修において、参加企業に対するアンケートを作成し、配布・回収すること。なお、アンケート項目については事前に神戸市の承認を得ること。
 - ② 受託者は、各研修において回収したアンケートの写し及び集計結果を、神戸市に提出すること。

3. 業務に付随して実施する事項

- (1) 受託者は、神戸市との綿密な打合せ及び神戸市への事業の進捗・執行状況等に係る報告を適宜行い、業務を円滑に遂行すること。
- (2) 受託者は、各研修の終了後、次の項目をまとめて記載した実績報告書を作成し、甲に提出すること。
 - ① 各実施内容の詳細（実施日、参加企業の名称、具体的な実施内容、参加企業アンケートの集計結果）
 - ② 各実施内容の効果（参加企業が参加後に実施したインターンシップの内容、参加学生数等）
 - ③ 当事業における課題と改善点
 - ④ 上記以外に神戸市が求める事項
- (3) 受託者は、本プロポーザルによる業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (4) 受託者は、本プロポーザルによる業務の遂行にあたっては、「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。また、神戸市セキュリティポリシー*に定める事項を遵守すること。

*神戸市セキュリティポリシー掲載先

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

IV 納品物について

- (1) 納品物、納入形式、納期について

納品物	納入形式	納期
本仕様書Ⅲ-2-(2)-③に掲げる応募者一覧表	Microsoft Excel 形式のファイル	応募締切日から起算して 2 営業日以内
本仕様書Ⅲ-2-(6)に掲げる回収済みのアンケートの写し	PDF 形式のファイル	各研修の開催日から起算して 3 営業日以内
本仕様書Ⅲ-3-(2)に掲げる実績報告書	PDF 形式のファイル	各研修の終了日から起算して 30 日以内

※ 表中「営業日」は受託者の営業日を指す。

- (2) 納品に係る共通事項

- ① 受託者は、データファイルにより神戸市に納品する際は、納品前にウイルスチェックを完了させ、正常な状態であることを確認した上で納品すること。

- ② やむをえない事情があると神戸市が認めた場合、上記(1)に記載の納期に関わらず、神戸市は納期を契約終了日までの間で延長することができる。

V 実施体制

- (1) 受託者は、本仕様書「Ⅲ 業務内容」に記載する各業務を正確かつ確実に実施するため、全体の業務を統括する統括責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実施担当者を配置し、業務を進めること
- (2) 受託者は、前項に基づき配置した統括責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実施担当者を神戸市に報告すること。
- (3) 上記(2)の統括責任者又は実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。
- (4) 同一の者が複数の業務種別に係る実施責任者又は実施担当者を兼ねても構わない。

VI その他

- (1) 受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、本プロポーザルによる業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む）（以下「再委託」という）してはならない。なお、神戸市は、当業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできない。
- (2) 受託者は、神戸市の書面による事前の承諾を得て再委託する場合には、再委託の相手方との間に神戸市の委託契約約款が定める趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
- (3) 本プロポーザルによる業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- (4) 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- (6) 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他神戸市が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、他人その他のものの権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 受託者は、業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (9) 受託者は、神戸市から貸与された文書等を神戸市の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。
- (10) 受託者は、本プロポーザルによる業務の遂行にあたって、顧客獲得や自社又は関連会社等のサービス等の宣伝を目的とする行為を行ってはならない。

- (11) 受託者は、本プロポーザルによる業務の実施において疑義が生じた場合は、神戸市担当者と協議し、その指示に従う。
- (12) 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (13) 受託者は、本プロポーザルによる事業が中止となった場合、未履行の業務に該当する金額を減額しなければならない。